



県 章

滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年)
9 月 7 日
号 外 (2)
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年9月7日

滋賀県監査委員	山	田	和	廣
"	平	居	新	司
"	山	田		実
"	谷	口	日	出
			夫	

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	長浜農業高等学校
監査執行年月日	平成23年2月4日
監査結果報告年月日	平成23年3月10日
監査の結果	授業料において、平成22年10月末現在、115,265円の収入未済(繰越分)が発生しているので、速やかな収納に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成22年10月末現在の収入未済額115,265円については、その縮減に努めた結果、平成23年8月末現在52,100円となった。 残る未納者2名については、いずれも分割支払誓約書の提出があり、毎月5,000円ずつ納付する約束となっており、計画どおり平成23年度内に完納となるよう強力に納付指導していく。

監査執行対象機関名	安曇川高等学校
監査執行年月日	平成23年2月25日
監査結果報告年月日	平成23年3月10日
監査の結果	授業料において、平成22年11末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ168,000円増加し、205,900円となっているので、なお一層収納の促進に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	授業料未納者に対して、再三にわたり電話や文書による督促を行い、納入計画書の提出を求めるなど、着実に納付されるよう指導を行ってきた。 この結果、平成23年8月末現在98,800円が収納でき、残りの未納額107,100円についても、今後とも粘り強く納付を促し、早期収納に努める。

